

健水発 0319 第 5 号  
平成 26 年 3 月 19 日

各都道府県水道行政主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局水道課長  
(公 印 省 略)

### 水道事業ビジョンの作成について

厚生労働省では、平成 25 年 3 月に「新水道ビジョン」を策定し、それを踏まえて、各都道府県において「都道府県水道ビジョン」を策定するよう、「広域的水道整備計画及び都道府県水道ビジョンについて」（平成 26 年 3 月 19 日付け健水発 0319 第 3 号厚生労働省健康局水道課長通知）により当職より要請したところですが、「新水道ビジョン」では、水道事業者等が自らの水道事業ビジョンを作成し、その内容の実現に向けた取り組みを積極的に推進することが必要であるとしています。

ついては、「新水道ビジョン」を踏まえ、これまで水道事業者等による作成を推奨してきた「地域水道ビジョン」を「水道事業ビジョン」に改めた上で、未だ自らのビジョンを作成していない水道事業者等においては、早急に「水道事業ビジョン」を作成することにより、また、既に作成済みの水道事業者等においては、現状との乖離がある場合や「新水道ビジョン」を踏まえて見直しが必要な場合等必要に応じて自らのビジョンを改定することにより、「新水道ビジョン」に基づいた各種施策をより一層推進するよう厚生労働大臣認可水道事業者等に要請したところですので、その旨承知されるとともに、貴認可の管内水道事業者等に周知及び要請をするようお願いいたします。

さらに、上述のような水道事業者等の取り組みを推進するため、「新水道ビジョン」に対応した「「水道事業ビジョン」作成の手引き」（別添）をとりまとめましたので、策定又は改定する際には、活用いただくよう管内水道事業者等に周知いただくようお願いいたします。

なお、「地域水道ビジョンの作成について」（平成 17 年 10 月 17 日付け健水発第 1017002 号厚生労働省健康局水道課長通知）は廃止します。